

平成28年熊本地震義援金募集要綱

1. 趣 旨 平成28年4月14日に発生した「平成28年熊本地震」によって被害を受けられた被災者を支援するため平成28年熊本地震義援金を募集する。
2. 義援金の名称 平成28年熊本地震義援金
3. 受付期間 平成28年4月19日から平成29年3月31日まで
4. 義援金の拠出先 集まった義援金については、被災自治体に拠出する。
5. 実施主体 和歌山県
6. 義援金受入口座
 - (1) 金融機関 紀陽銀行 県庁支店
口座番号 (普) 407968
口座名義 平成28年熊本地震義援金
※紀陽銀行本店・支店の窓口及びATMでの振込については、手数料は無料。ただし、ATMによる振込については、同行カードまたは現金による振込の場合のみ無料。
 - (2) 金融機関 きのくに信用金庫 本店
口座番号 (普) 2642962
口座名義 平成28年熊本地震義援金
※きのくに信用金庫本店・支店の窓口での振込については、手数料は無料。ただし、ATMによる振込については、有料。
7. 義援金の課税上の取扱い
この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当する。
なお、税の軽減を受けるためには、義援金の領収書の添付など所定の手続きが必要となる。
8. 領収書の発行
義援金の寄附者が領収書の発行を希望する場合は、申し出により領収書を発行する。
9. その他
 - 附 則
この要綱は、平成28年4月19日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成28年4月26日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、平成28年6月16日から施行する。